

令和7年度 医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰対策食材料費
応援金（介護保険施設・老人福祉施設等分）支給要綱

（目的）

第1条 島根県（以下「県」という。）は、物価高騰に直面する医療・介護・障害福祉等を運営する事業者等に対し、令和7年度医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰対策食材料費応援金（介護保険施設・老人福祉施設等分）（以下「応援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その支給に関してはこの要綱の定めるところによる。

（事務局の設置）

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、応援金の支給に必要な事務を行う事務局を設置する。

（対象事業者）

第3条 応援金の支給対象施設は、令和7年6月1日現在で、所在地が島根県内にある別表に規定する対象施設等（休止中の施設及び市町村が設立した施設等を除く。）を運営する事業者とする。

（応援金の支給額）

第4条 応援金の支給額は、対象施設等の定員数に、別表に定める基準単価を乗じた額とする。

2 応援金の支給は、別表の区分ごとに1回限りとする。

（申請方法）

第5条 応援金の支給を受ける対象事業者（以下「申請者」という。）は、支給申請書（様式第1号並びに別紙1及び2）を知事に提出するものとする。ただし、応援金の支給申請は1施設等につき1回とする。

（申請の期間）

第6条 応援金の支給の申請期間は、県が応援金の受付を開始した日から令和7年10月9日までとする。

（不支給要件）

第7条 次の各号のいずれかに該当する申請者に対しては応援金を支給しない。

- (1) 虚偽の申請をした者
 - (2) 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 島根県税を滞納している者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者
- 2 応援金を支給しないことを決定したときは、申請者に通知するものとする。

(支給決定)

第8条 知事は、提出された申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した申請書について、本要綱に基づき審査し、応援金を支給すると認めた場合は、応援金の支給の決定を行い、申請者に通知する。

(応援金の支給)

第9条 知事は、前条の規定による支給の決定後、申請者に対し応援金を速やかに支給するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、支給決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

(決定の取消し)

第11条 知事は応援金の支給を受けた者（以下「応援金受給者」という。）が第6条の規定による応援金の不支給要件に該当することが判明したとき又は応援金の支給の内容若しくはその他法令若しくはこれに基づく知事の处分に違反したときは、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(応援金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により応援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し既に応援金が支給されているときは、期限を定めて、当該応援金の返還を命ずるものとする。

(返金加算金)

第13条 応援金受給者は、前条の規定により応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、応援金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられるものとする。
- 3 知事はやむを得ない事情があると認めるときは、応援金受給者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(公表)

第 14 条 知事は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第 15 条 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この応援金の支給に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

別表

対象施設等	基準単価
介護老人福祉施設（地域密着型を含む）	
介護老人保健施設	
介護医療院	
短期入所生活介護事業所（単独型又は併設型）	
軽費老人ホーム	
養護老人ホーム	一人あたり
認知症対応型共同生活介護	10,500 円
小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス分に限る）	
看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス分に限る）	
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	
特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）	